

## 高岡市の制度融資一覧表

資金名		融資要件	資金用途	融資限度額	貸付期間 (内据置期間)	融資利率 保証料率	償還方法	保証人 担保	申込先
小口事業資金	一般 小口枠	1. 従業員20名(商業、サービス業は5名)以下の中小企業で(1)から(4)の要件を備えていること。 (1)市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2)中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 風俗営業許可を要する業種は除く。 (3)納期が到来している全ての市税を完納していること。 (4)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行なわれると見込まれること。 2. 申込時に既に融資を受けている資金を借り替える場合は、その2分の1以上を償還し、旧債務取扱金融機関と同一であること。	運転資金	1,250万円	運転資金 5年以内 ただし、「別に定める条件」を満たす場合は7年以内	年2.0%以内 年0.6%(市が4/6補給) 特別小口保険の場合は年0.5%(市が3/5補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者  原則不要	
	零細 小口枠		設備資金	保証付融資残高との 合計で1,250万円	設備資金 7年以内	年2.0%以内 年0.7%(市が5/7補給)			
中小企業振興資金		1. 従業員21名(商業、サービス業は6名)以上の中小企業で(1)から(4)の要件を備えていること。 (1)市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2)中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 風俗営業許可を要する業種は除く。 (3)納期が到来している全ての市税を完納していること。 (4)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行なわれると見込まれること。 2. 申込時に既に融資を受けている資金を借り替える場合は、その2分の1以上を償還し、旧債務取扱金融機関と同一であること。	運転資金 設備資金	1,500万円	運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) ただし、「別に定める条件」を満たす場合は7年以内 設備資金 7年以内 (6ヶ月以内)	年2.2%以内  年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者  原則不要	産業企画課 経済振興課 (福岡町行政 センター内) 高岡商工会議所 高岡市商工会
景気対応緊急資金	申込期限 平成23年3月31日	中小企業振興資金又は小口事業資金の1の要件を満たすもので、次のいずれかに該当していること。 (1)最近3ヵ月間の平均売上高等が前年又は前々年同期に比べて3%以上減少している。 (2)最近3ヵ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年又は前々年同期の平均売上総利益率 又は平均営業利益率に比べて3%以上減少している。 (3)最近1ヶ月の売上原価が前年同期に比べて上昇している。	運転資金	2,500万円	5年以内(6か月以内) ただし、「別に定める条件」を満たす場合は7年以内	年2.2%以内  年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者  原則不要	
商工業活性化資金		1. 中小企業振興資金の(1)～(4)の要件を備えていること。 2. 市内で次のいずれかの設備事業を行うもので、その経費が1,000万円以上であること。 (1)店舗、工場、事務所等の新築、増改築などを行なう。 (2)営業設備、新鋭機械設備の設置及び改良を行なう。 (3)従業員の福利厚生のための施設を設置する。 <b>申込前の事業着工は、原則認めていません。事前にお話を聞かせてください。</b>	設備資金	5,000万円 ただし、機械設備、賃借等は2,000万円	10年以内 (1年以内)	年2.4%以内  年0.35%～1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者  原則不要	
創業者支援資金		1. 次のいずれかの要件を備え、高岡市内で開業又は開業して1年未満であること。 (1)同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一の業種の事業を営むために要する資金であること。 (2)市長が指定する講習等を受講した者が、事業を営むために要する資金であること。 2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業であること。 風俗営業許可を要する業種は除く。 3. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 4. 高岡商工会議所又は高岡市商工会の経営指導を受けること。 5. 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有する者と認められること。	運転資金 設備資金	1,000万円	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 7年以内 (1年以内)	年2.2%以内  年0.8 (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者  原則不要	高岡商工会議所及び高岡市商工会を 經由のうえ産業企画課
緊急経営基盤改善資金		1. 市制度融資の既往債務残高の借換を行なうもので、次の要件を備えていること。 (1)連続する3ヶ月の売上が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること。 (2)経営改善計画を策定していること。 2. 据置期間中及び融資後6ヶ月を経過していないものは対象としない。	借換資金	2,000万円	7年以内 (6ヶ月以内)	年2.2%以内  年0.35%～年1.05% (市が全額補給)	原則として 元金均等 月賦償還	個人:原則不要 法人:代表権を有する者  原則不要	産業企画課 経済振興課 (福岡町行政 センター内) 高岡商工会議所 高岡市商工会
中小企業季節融資		市内で1年以上引き続き同一事業を行なっていること。 風俗営業、媒介、金貸、質屋、興行等の業種は除く。	運転資金	300万円	夏季 6月～10月  年末 11月～3月	その都度決定	割賦 または 一括償還	必要に応じて徴する。  原則不要	取扱金融機関 (金融機関に直接お申込み下さい。)

「別に定める条件」:最近決算期において2期連続して経常赤字を計上しており、かつ、市内の商工会議所、商工会において経営指導を受けている場合は、7年以内。